

改正案	現行
<p>（説明書類の記載事項） 第二百八条の十三 法第五十七条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 直近の三連結会計年度（次号イに掲げるものの作成に係る期間をいう。以下この条及び第二百八条の二十六において同じ。）における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>（1）（3）（略）</p> <p>（4） 包括利益</p> <p>（5）（7）（略）</p> <p>三 特別金融商品取引業者及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ 連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結包括利益計算書（関連する注記を含む。）又は連結損益及び包括利益計算書（関連する注記を含む。）並びに連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）</p>	<p>（説明書類の記載事項） 第二百八条の十三 法第五十七条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 直近の三連結会計年度（次号イに掲げるものの作成に係る期間をいう。以下この条及び第二百八条の二十六において同じ。）における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>（1）（3）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（4）（6）（略）</p> <p>三 特別金融商品取引業者及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ 連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）</p>

を含む。）

ロ～ハ（略）

（業務又は財産の状況に関する報告）

第二百八条の二十五 最終指定親会社は、法第五十七条の十五第二項の規定により、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める提出期限までに金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）

二 四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結損益及び包括利益計算書又は指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいい、事業年度における最後の四半期に係るものを除く。以下この条において同じ。）
毎四半期経過後三月以内（外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後三月以内に四半期連結財務諸表を提出することができないと認められる場合には、金融庁長官の承認を受けた期間内）

2 } 6（略）

（説明書類の記載事項）

第二百八条の二十六 法第五十七条の十六に規定する内閣府令で定め

ロ～ハ（略）

（業務又は財産の状況に関する報告）

第二百八条の二十五 最終指定親会社は、法第五十七条の十五第二項の規定により、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める提出期限までに金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）

二 四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書又は指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいい、事業年度における最後の四半期に係るものを除く。以下この条において同じ。）
毎四半期経過後三月以内（外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後三月以内に四半期連結財務諸表を提出することができないと認められる場合には、金融庁長官の承認を受けた期間内）

2 } 6（略）

（説明書類の記載事項）

第二百八条の二十六 法第五十七条の十六に規定する内閣府令で定め

るものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 包括利益

(5) (7) (略)

四 最終指定親会社及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ 連結貸借対照表(関連する注記を含む。)、連結損益計算書

(関連する注記を含む。) 及び連結包括利益計算書(関連する注記を含む。)

(若しくは連結損益及び包括利益計算書(関連する注記を含む。)

並びに連結株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)

又は指定国際会計基準により作成が求められるこれらの書類に相当するもの

ロへ (略)

るものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(新設)

(4) (6) (略)

四 最終指定親会社及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ 連結貸借対照表(関連する注記を含む。)、連結損益計算書

(関連する注記を含む。) 及び連結株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)

又は指定国際会計基準により作成が求められるこれらの書類に相当するもの

ロへ (略)